

医療費等でお困りの方へ

無料低額診療事業 について

医療費のお支払い等で、
お困りではありませんか？



- ・失業して医療費が払えない
- ・お金がなくて病院にいけない
- ・保険証がない

など

「無料低額診療事業」とは

経済的理由により適切な医療を受けることが困難な方々に対して、無料又は低額な料金で診療を行う、社会福祉法に基づく事業です。

社会福祉法人 函館厚生院

ななえ新病院

ソーシャルサポートセンター

TEL:0138-65-2525

ご利用までの流れ

①相談



②必要書類のご準備

※相談時、別紙をお渡しいたします



③申請



④審査（1ヵ月程度かかります）



⑤減免制度 利用開始

窓口での支払いが減額、または全額免除となります。またこの事業は経済状況が改善するまでの一定期間の措置となります。

※審査が通らなかった場合には、他の社会福祉制度等のご紹介等も含め相談を継続させていただきます。